

令和8年亀岡市議会定例会6月議会

提出予定議案の概要

令和8年亀岡市議会定例会6月議会提出予定議案

1 議 案

(予算関係)

- (1) 令和8年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(条例制定関係)

- (1) 亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について
- (3) 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(その他)

- (1) 京都地方税機構規約の変更について

2 報 告

(予算関係)

- (1) 令和7年度亀岡市一般会計予算継続費の通次繰越しについて
- (2) 令和7年度亀岡市一般会計予算の繰越明許費について
- (3) 令和7年度亀岡市水道事業会計予算の繰越しについて
- (4) 令和7年度亀岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

(地方自治法第179条関係)

- (1) 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

(地方自治法第180条関係)

- (1) 損害賠償額の決定について
- (2) 損害賠償額の決定について

令和8年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

（単位：千円）

補正前の額	補正額	補正後の額
46,427,000	404,700	46,831,700

1 主要内容

（単位：千円）

款別	補正予算額	主 内 容	金 額
総務費	85,231	会計事務経費増	8,000
		市議会議員選挙経費増	40,151
		バス交通関連経費増	35,680
民生費	9,477	地域介護基盤整備促進事業経費増	4,000
		人権啓発推進経費増	4,000
商工費	114,136	商工業振興対策経費増	107,586
		観光推進経費増	6,550
土木費	195,856	道路新設改良事業費増	72,011
		舗装改良事業費増	52,500
		街路事業費増	44,520
		公園緑地整備事業費増	22,617
計	404,700		
財源	404,700	一般財源	
		・繰越金	54,194
		特定財源	
		・国府支出金	125,373
		・寄附金	5,000
		・繰入金	121,833
・市債	88,900		
・その他	9,400		

2 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
児童クラブ運営 業務委託経費	令和8年度から 令和11年度まで	1,500,000
学校給食センター 整備運営等事業	令和8年度から 令和25年度まで	14,100,000

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 専門性の高い業務内容を反映し、委員の報酬を次のように定めること。
 - (1) 再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度な専門性を要する実務作業に従事した場合 1日につき 28,000円
 - (2) 前号に掲げる以外の場合 1日につき 9,900円
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例案要綱

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条第1項及び第5条の規定に基づき、亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙において、電子投票を実施するために必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、令和9年1月1日から施行し、同日以後その期日を告示される亀岡市の議会の議員及び長の選挙から適用すること。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。

(1) 非常勤消防団員の補償基礎額表を次のように改めること。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	13,340 12,900	14,170 13,700	15,000 14,500
分団長及び副分団長	11,670 11,300	12,500 12,100	13,340 12,900
部長、班長及び団員	10,000 9,700	10,840 10,500	11,670 11,300

上段：改正後
下段：改正前

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うこと。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

3 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物並びに粗大ごみを市の指定する処理施設へ搬入するときの手数料を次のとおり改定すること。
 - (1) 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物
10キログラムにつき360円
(現行10キログラムにつき180円)
 - (2) 粗大ごみ
1回の搬入量が50キログラム以下のとき 1,000円
1回の搬入量が50キログラムを超えるとき 1,000円に
50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでご
とに400円を加えた額
(現行10キログラムにつき180円)
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和8年10月1日から施行すること。ただし、1の(1)の改正規定については、令和9年4月1日から施行すること。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 全国都市緑化フェアin京都丹波のフェア拠点として整備する公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定すること。

名 称	位 置
京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町鐘鋳島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島地内 亀岡市追分町一本木地内

- 2 この条例は、令和8年9月1日から施行すること。

京都地方税機構規約の変更について

- 1 自動車関係税の税制改正に係る所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この規約は、総務大臣の許可の日から施行すること。ただし、税制改正の施行にあわせ、令和8年4月1日から適用すること。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例
の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を次のとおり改正した。
 - (1) 個人住民税の控除等について、給与所得控除の最低保障額を74万円（現行65万円）に引き上げることとした。（引き上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）
 - (2) 軽自動車税の環境性能割を廃止することとした。
 - (3) その他所要の規定整備を図ることとした。

- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 8,900円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住者
- 3 事故の概要

令和8年1月13日午前9時頃、亀岡市追分町馬場通9番地先の市道クニッテルフェルド通で歩行中、歩道に生じていたインターロッキングの段差につまずいて転倒し、右手掌を受傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 328,657円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和8年3月14日午後0時30分頃、亀岡市立詳徳中学校駐車場内において、相手方車両が道路に出る際に安全確認のため一時停止を行っていたところ、駐車場出入口に設置されている門扉が風にあおられて停車していた当該車両に接触し、当該車両右側面に擦過痕と凹みが生じた。